

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条
	特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの 特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの 認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
	(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
	(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

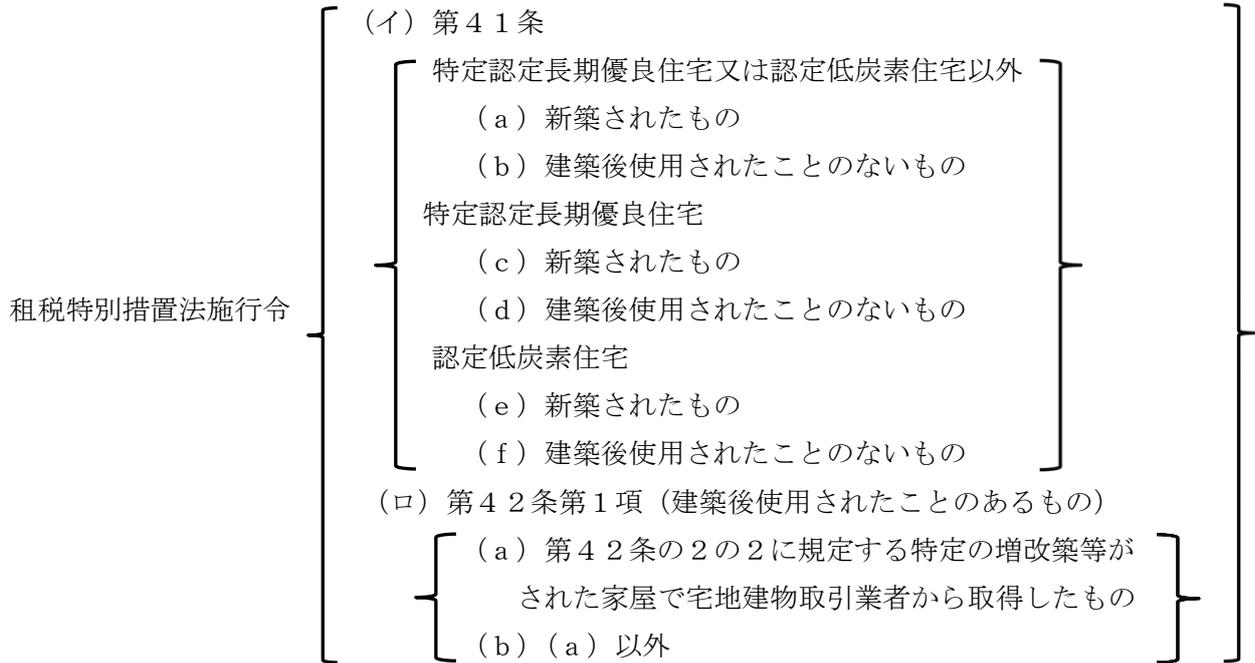
井川町長殿

申請者

上記代理人

所在地	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m ² 2階 m ²
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅

住 宅 用 家 屋 証 明 書



の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 } がこの規定に

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売 買 (2) 競 落

年 月 日

井川町長 齋 藤 多 聞 ㊟

申立書

年 月 日

(宛先) 井 川 町 長

所有者 住 所
氏 名

この度、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

所在地

家屋番号

2 家屋の住居表示

3 入居予定年月日

年 月 日

4 現在の家屋の処分方法等

5 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異義ありません。